

2020年6月9日

ご利用者様各位  
居宅介護支援事業所 各位

社会福祉法人 孝楽会  
在宅複合施設 孝楽園  
施設長 太鼓直人

### 孝楽園における通所介護サービス及び短期入所サービスの特別算定について

平素より当施設の通所介護サービス及び短期入所サービスをご利用いただきありがとうございます。ホームページでもご案内しておりましたが、2月より感染対策を継続して行い、ご利用の皆様にもご協力いただいた結果、6月まで感染者を出すことなく運営できておりますこと、関係者の皆様に深く感謝いたします。

この度、6月1日に厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に関わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」が示され、通所及び短期入所サービスの一時的な増収措置が伝えられたところですが、孝楽園デイサービスセンター及びショートステイセンターにおいても、継続して感染症対策を行っていくため、厚生労働省の示す形での増収算定をさせていただきます。算定方法につきましては、別表をご参照ください。

この文章をホームページでの公開や、居宅介護支援事業所あてのFAX送信、ご利用者様（ご家族様）への郵送を行い、関係者の方々にお伝えさせていただくところではございますが、もし不明点がございましたら、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

今後は感染予防対策をした上での皆様が楽しめる空間を、段階的ではございますがご用意できるよう努力して参りますので、今後ともよろしく願いいたします。

孝楽園デイサービス相談員 本木、加藤、関根  
孝楽園ショートステイ相談員 青山  
電話 048-739-3222  
FAX 048-739-3224

## 新型コロナウイルス感染症に係る報酬上の取り扱い

●**変更時期** 令和2年6月1日からの利用分**【通所介護】** 提供時間7時間以上8時間未満●**算定内容** 月4回を上限として利用回数の1/3(端数切り上げ)を2区分上の報酬区分で算定例) 要介護1 月8回利用の場合  $8 \div 3 = 2.66\dots$ (端数切り上げ) 3回

7時間以上8時間未満での算定(請求): 5回

9時間以上10時間未満での算定(請求): 3回

計8回利用

	要介護1 (+67単位)	要介護2 (+70単位)	要介護3 (+74単位)	要介護4 (+77単位)	要介護5 (+80単位)
利用日数 1～3日	1回(+67単位)	1回(+70単位)	1回(+74単位)	1回(+77単位)	1回(+80単位)
利用日数 4～6日	2回(+134単位)	2回(+140単位)	2回(+148単位)	2回(+154単位)	2回(+160単位)
利用日数 7～9日	3回(+201単位)	3回(+210単位)	3回(+222単位)	3回(+231単位)	3回(+240単位)
利用回数 10日以上	4回(+268単位)	4回(+280単位)	4回(+296単位)	4回(+299単位)	4回(+320単位)

※ご請求金額は 介護報酬額(総単位) × 地域区分(10.27円)

介護保険負担割合証に応じた額になります。

**【短期入所生活介護】**●**算定内容** 利用回数の1/3(端数切り上げ)を緊急入所受入加算を算定例) 月16日利用の場合  $16 \div 3 = 5.33\dots$ (端数切り上げ) 6回 緊急入所受入加算を算定

利用日数	緊急入所受入加算	単位数	利用日数	緊急入所受入加算	単位数
1～3日	1回	90単位	16～18日	6回	540単位
4～6日	2回	180単位	19～21日	7回	630単位
7～9日	3回	270単位	22～24日	8回	720単位
10～12日	4回	360単位	25～27日	9回	810単位
13～15日	5回	450単位	28日以上	10回	900単位

※ご請求金額は 介護報酬額(総単位) × 地域区分(10.33円)

介護保険負担割合証に応じた額になります。